

仲野安雄の『淡路常磐草』と関連史料群

古市 晃

はじめに

筆者は近年、古代淡路地域史研究を進める中で、近世における淡路研究の持つ意味がきわめて大きいことを認識するに至った。とりわけ、近世淡路の地誌の中で重要な位置を占める『淡路常磐草』の著者で、三原郡伊加利村の庄屋を務めた仲野安雄（一六九四～一七七八）の著作とそれに関連する仕事を通じて、彼の古代認識を理解することが必要である。

仲野安雄については、菊川兼男の一連の著作が基本的な事実と論点を提示している他^②、現存する安雄の著作と仲野家の史料を概説した武田清一の仕事も前提となる。本稿では、これら先学の成果

に依拠しつつ、仲野安雄の著作の概要と関連する史料群の調査について報告したい。

一、蔵書と著述活動

仲野安雄の代表的著作が、享保一五年（一七三〇）に刊行された『淡路常磐草』と、それを改訂・増補した『重修淡路常磐草』であることは言を俟たない。後者は一八八七年（明治二〇）に淡路新聞社から刊行され、それを定本として、新たに付録として「淡路常磐草後附」及び菊川兼男による解説を付した刊本が、一九九八年に臨川書店より刊行されている^④。

その成巻年代について、安雄自身は明記していない。但し菊川兼男は、安雄が「例言」の末尾に

記す彼の書齋、修竹廬に移り住むのが宝暦八年（一七五八）であることから、宝暦八年と考えている。⁵⁾

すでに指摘されるように、安雄の著作で刊行されているものとして、『重修淡路常磐草』の他は、いずれも神道を論じた『鴟の茎』（『毛寿之九木』。延享四年＝一七四七）、『弁異編』（寛延二年＝一七四九）⁶⁾の二篇がある。しかし百二部一七一巻に及ぶとされるその著作の大半は未刊であり、かつ稿本の状態で、現在、洲本市立淡路文化史料館に「仲野安雄家関係文書」として収蔵されるという。⁷⁾

このように、安雄の著作を検討するためには、まずは淡路文化史料館蔵の「仲野安雄家関係文書」の調査が不可欠である。現在、同館で行っている調査に際しても、「仲野安雄家関係文書」の概要の把握を目指しているのであるが、安雄の著作をはじめとする仲野家の史料群が同館の蔵に帰するには、複雑な経緯があったようである。以下、菊川兼男によりつつ、その経緯を紹介しておきたい。⁸⁾ 一九五二年（昭和二七）に淡路・西浦に住むことになった菊川は、仲野家訪問を心に期するも、同

家は伊加利村を離れ、姫路市に移った。一九五五年、菊川が伊加利村の仲野家墓地を訪れた際には、安雄生家跡地は小学校の運動場となっており、土塀と庭木の一部が残るのみで、安雄の書齋、修竹廬や、仲野家の書物倉も現存していなかったという。

武田清一によると、菊川は一九五七年以降、姫路の仲野家当主に所蔵史料の公的機関への寄託を奨め、その結果、仲野家の史料群は仲野文庫として徳島県立図書館に寄託されるに至った。⁹⁾ 菊川が同館への寄託を奨めたのは、この時期には淡路島には公的な史料保存機関が存在しなかったからであるという。一九八五年以降、淡路文化史料館が文献史料の保管・収蔵を開始するに及んで、仲野文庫の移管の気運が高まり、当時京都府宇治市在住の仲野家当主の同意も得て、一九九四年、移管が実現したものである。

淡路文化史料館発行の『仲野安雄家・立木兼善関係文書』¹⁰⁾（以下、『目録』と略記）によると、仲野安雄家関係文書は、書誌・地図・書冊・一紙文書に大別されているが、この内、書誌とされる二

六〇件三九二冊が、「主に安雄の著作」と注記されるように（『目録』）、徳島県立図書館に仲野文庫として保管されていたものであろう。

しかしこの「書誌」が仲野家に伝来した書籍のすべてではないことに注意しておく必要がある。菊川や武田は触れていないが、仲野家伝来の書籍群は、戦前の段階で一度解体されているのである。一九三五年五月、大阪市西区南堀江一丁目の書林倶楽部を会場として仲野家旧蔵の古書籍の売立が実施された（二二日が展観下見、二三日が入札）。会主は大阪の古書籍商の鹿田松雲堂で、補助は中尾松泉堂、主催は大阪古典会である。案内文には以下のようにある。

扱今般「淡路常磐草」著者仲野安雄翁旧蔵古書籍類先日限を以て展観の上、入札可仕候に付、万障御繰合せ御来会の程奉願上候、

尚書籍類は元禄宝永以前の板本と雖も殆ど拘り卸しの如き善本に有之候、

目録の文言であることに留意すべきであるものの、仲野家において代々、書籍が丁寧保存されてきたことが窺われる。この時に作成された売立

目録^①によると、六国史以下、三五五件に上る古書籍が立項されている。そこには安雄の著述と思われる書籍は見えない。特記されているものの多くは刊本であり、写本は全部で三一件にすぎず、いずれも安雄の著作ではない。あるいは、当時の売り立ての主な関心は国学や歌書・俳書などのいわゆる国書、また漢籍を中心とする刊本にあり、安雄自身の著作には目が向けられていなかったのかもしれない。但し目録の末尾に、「番外」として、「仲野安雄自筆手抄本、×数百冊」とあり、また「其他国書、漢文、詩文集、雑書類数百点略之」と注記されていることが注意を引く。立項はされなかったものの、安雄の著作も番外として売り立ての対象となっていることが確認できる。また立項された書籍の中には淡路関係のものほとんど見出すことはできない。いわゆる郷土史に属する書籍も、売り立ての主要な関心には入っていないかったように思われる。

仲野家旧蔵書籍の売り立てについて、兵庫県の郷土史家、川嶋禾舟（右次）は、安雄と同じ淡路島の出身で近世歌謡研究家の忍頂寺務に宛てた葉

書で、安雄の遺書を手入するために大阪書林クラブへ出かけたこと、安雄の篤学を知るべき絶好の機会であることを述べ、二、三注文したものの入手はおぼつかないこと、触書、地誌、国学など何でもあることを記している¹²⁾。川嶋の葉書に触書とあることからすれば、売り立ての対象は仲野家の書籍ばかりではなく、文書にも及ぶ広範なものであったことが推測できる。

この時にどの程度の史料が売却されたのかは明らかではないが、川嶋の反応から、この売り立てが同好の人々の関心を引いたことが推測される。したがって現在、淡路文化史料館に収蔵される仲野安雄家関係史料は、少なくとも一九三五年の売り立て後に残った史料群であることを認識しておく必要がある。

その一方で、先にも触れたように、安雄の著作は一〇二部一七一巻であることが指摘されている。売立目録に転載された「仲野安雄翁略伝」(『贈位諸賢伝』所収)にこのことが記される¹³⁾。『贈位諸賢伝』は、明治初年以降、同四三年までの贈正一位から従五位までの特旨贈位者九六〇余人の伝記

に加え、さらに増訂して計二一六八人の伝を掲載したものであるが¹⁴⁾、編集にあたっては、「其史実資料を得ん為め 贈位出身地の各府県知事官房 郡役所町村役場 或は遺族故旧者 又篤学者に照会し 或は実地に就き示教を請ひし」とあり(『例言』)、信頼できる史料を得るための努力がなされたようである。もつとも安雄の伝としては、菊川兼男によれば、その嫡孫、尚雄の記した『曾府君修竹先生行状記』、また大阪の儒者、藤沢黄披による「贈従五位仲野安雄翁」があり、その他に仲野家所蔵の仲野家家譜があるとのことであるが、まだ実見の機会を得ていない。

徳島県立図書館で仲野文庫とされ、淡路文化史料館で「書誌」とされる史料は二六〇件である。これらは「主に安雄の著作」と注記されるように(『目録』)、仲野安雄の著作とその関係史料と目され、他の史料とは別に整理されたものである。しかし安雄の著作を一〇二部一七一巻とする先の記述が正しいとすれば、「書誌」には安雄の著作以外の史料が相当量、含まれると見なくてはならない。いずれにしても、安雄の著作を確定するため

には、「書誌」の内容の検討が必要となる。

二、「書誌」の検討

安雄の著作の全容についても、菊川兼男の報告が参考となる。菊川によると、「昨年八月」（筆者注——一九五七年のことか）、当時姫路市在住の仲野家当主、利行氏に安雄の遺著をすべて閲覧することを許され、「百二部百七十一巻に及ぶ遺著を草稿のまま観ることができた」という⁽¹⁵⁾。菊川はさらに、一九五七年、兵庫県立洲本高等学校の新見貫次宅で「仲野安雄著述目録」という資料を閲覧し、それが仲野家蔵の蔵書目録二巻の内の一巻の写しで、仲野安雄著述の部にあたることを指摘している⁽¹⁶⁾。菊川はそれを自身の著作に転記している。

菊川の記述により、仲野家に一九五七年の段階で安雄の著作が存在し、それを菊川が安雄の著作のすべてと認識していたこと、また仲野家には安雄の著述と他を区分する形の蔵書目録が伝来していたことが判明する。但し菊川が仲野家で閲覧したという安雄の著作と、蔵書目録がどこまで一致

するのかにについては、明らかではない。

菊川は一方で、現在、淡路文化史料館に所蔵される仲野安雄家関係文書の中に、仲野の著作一〇二部一七一巻のほとんどが含まれていることを述べている。それが正しければ、安雄の著作は、一九三五年の売り立てによってもほとんど解体されることなく、完存に近い状態を保って現在に至ることになる。その見通しが正しいかどうかは、まずは「仲野安雄著述目録」と「書誌」の二六〇件の比較が必要であり、次に安雄の著作とされる書籍が真に安雄の著作かどうかによって検討される必要がある。前者については未着手で、今後の作業によって明らかにする必要がある。後者についても本格的な作業はまだこれからである。

ただ安雄の著作が一〇二部であるとすれば、書誌二六〇件には安雄の著作以外の史料が含まれていることは明らかである。現に『目録』を通観するだけでも、安雄の著作ではないものが散見する⁽¹⁷⁾。ここでは、安雄の著作ではないものの、安雄に影響を与えたと考えられる人物の著作を一部紹介し、安雄の活動の背景を考える手がかりとしたい。

『目録』に四―二とされる「淡路島詣の記」は、目録にも「柏亭醜哉事柏村左兵衛眞直」とされ、安雄の著作ではないことが明らかである。内容は享保五年（一七二〇）九月、石清水の神学者、柏村直条（直枝）の淡路来訪記である。柏亭醜哉は直条の号で、左兵衛はその子であることが本文に記される。享保一二年、左兵衛が淡路を訪れた際、父の「淡路島詣の記」を持参し、それを妙浄如なる人物が写したのを、安雄が翌一三年八月に写したものであることが記される。

『目録』に四―三とされる享保六年「淡路略考」は、『延喜式』神名に見える淡路一三社の祭神や関係する史料を抜書した史料集（勘物）で、「神名帳頭註」などの貴重な史料を引用する。その本文によれば、これもまた享保五年、柏村直条によるものである。但し同じ冊子に、淡路国についての勘物と、淡路関連の和歌を集めたものが綴じられている。

柏村直条が淡路を訪ねた経緯や、淡路国の式内社の勘物を遺した事情については、今後明らかにする必要はある。ここでは、安雄がこれを写した

のが享保一三年であることに注目したい。先に見たように、『淡路常磐草』の刊行が享保一五年である。時期が近接していることから、安雄が直条の淡路訪問記や式内社の勘物を、自身の著作の参考資料として用いた可能性は、高いといえるであろう。年代は明らかではないが、安雄は、享保八年七月に淡路を訪れた大坂、難波の人、富松平治長易が著した「淡路日記」を写し、神社名などに式内社などの朱注を入れている。これもまた、柏村直条の著作に対する対応と同一といえるだろう。

「書誌」に含まれる安雄著作以外の史料の中には、以上のように、『淡路常磐草』作成の過程や参考資料の利用の仕方などを窺わせるものがある。すでに菊川兼男が指摘するように、享保から明和(18)にかけて安雄が著した「両郡巷説」（『目録』六一―一五）は、安雄が津名・三原両郡の社寺・古城跡・旧跡などの規模や由来を記したものであり、こうした成果が『重修淡路常磐草』に用いられた可能性がある。安雄の著作の確定と共に、こうした史料の調査を通じて、安雄の淡路に対する認識、ひいては古代淡路の認識がどのように転換していつ

たかを検討するのが、今後の課題である。

おわりに

本稿では、仲野安雄の著作と関連する史料群について、安雄の著作と仲野家蔵書の転変と現状、また現在、淡路文化史料館で行っている調査から得られる情報について照会を行った。調査はまだ始まったばかりであり、今後の展開についても未確定な部分が多い。これまでの段階でも、目録の名称のみでは知り得なかった内容の詳細が判明したり、安雄を取り巻く人物群相互の関係などについても新たに明らかになる部分もあるなど、調査を通じてのみ知り得る部分の多いことを実感している。今後さらに調査を続け、近世淡路における古代認識がどのように形成されてゆくのか、その一端を明らかにできればと考えている。

(1) 拙稿「国家形成期における淡路の位置」(拙著『国家形成期における王宮と地域社会』塙書房、二〇一九年、初出二〇一七年)。

- (2) 菊川兼男「仲野安雄翁と著述目録」(『三原文化』一四、兵庫県立三原高等学校、一九五八年)、同「解説」(『重修淡路常磐草』臨川書店、一九九八年所収)。
- (3) 武田清一「仲野安雄家関係文書について」(洲本市立淡路文化史料館『淡路文化史料館収蔵史料目録第十二集 仲野安雄家・立木兼善関係文書』同館、一九九五年)。
- (4) 『重修淡路常磐草』(臨川書店、一九九八年)。
- (5) 菊川兼男前掲「解説」。
- (6) 二冊とも仲野安一発行、一九二四年。安一は安雄の後裔で、第一二代当主(武田清一前掲「仲野安雄家関係文書について」)。
- (7) 菊川兼男前掲「解説」。
- (8) 菊川兼男前掲「仲野安雄翁と著述目録」。
- (9) 武田清市前掲「仲野安雄家関係文書について」。
- (10) 洲本市立淡路文化史料館前掲『仲野安雄家・立木兼善関係文書』。
- (11) 大阪古典会『淡路仲野安雄翁旧蔵古書籍展観売立目録』(一九三五年、柴田光彦編『書誌書目シリーズ五三 反町茂雄収集古書販売目録精選集』五へ昭和七年一月〜一〇年八月)ゆまに書房、二〇〇〇年所収)。
- (12) 内田宗一「小野文庫所蔵忍頂寺務宛書簡目録・解題(附・差出人氏名リスト)」三〇五号(『近世風俗文化学』の形成―忍頂寺務草稿および旧蔵書とその周辺)プロジェクト編『近世風俗文化学』の形成―忍頂

寺務草稿および旧蔵書とその周辺』国文学研究資料館、二〇一二年）。

(13) 『贈位諸賢伝』は田尻佐編、二卷、国友社、一九二七年。

(14) 「例言」(前掲『贈位諸賢伝』)。

(15) 菊川兼男前掲「仲野安雄翁と著述目録」一頁。

(16) 菊川兼男前掲「仲野安雄翁と著述目録」。

(17) たとえば一一「清議会稿」一―七は妻木貞彦出題とされ、それを安雄が記録したものとされる。その他、一一二「稽古新編解」も妻木成彦著で、安雄はその校訂者とされる。なお妻木貞彦と成彦は同一人物(菊川兼男前掲「仲野安雄翁と著述目録」)。

(18) 菊川兼男前掲「解説」。

【付記】調査に際しては洲本市立淡路文化史料館の方々の御厚誼を賜った。記して謝意を表す。